

松伏町廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(順不同：敬称略)

	氏名	所属	区分
1	今井 新吉	公募	1号委員（町内居住者）
2	河田 晴美	公募	1号委員（町内居住者）
3	横内 浩一	公募	1号委員（町内居住者）
4	大塚 節子	菅野福島商事（株）	2号委員（見識を有する者）
5	前田 恵美	埼玉県 越谷環境管理事務所	2号委員（見識を有する者）
6	石川 次雄	商工会 商業部会	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
7	佐藤 穂積	いなげや松伏店	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
8	鈴木 一郎	商工会 工業部会	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
9	小島 拓郎	共栄商事(有)	4号委員（廃棄物再生業者等）
10	中山 友則	(有)松伏清掃事業	4号委員（廃棄物再生業者等）

○松伏町廃棄物減量等推進審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第2項の規定に基づき、松伏町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって廃棄物減量等の円滑な推進を図るため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内居住者
- (2) 見識を有する者
- (3) 物の製造・販売等を行う事業者
- (4) 廃棄物再生業者等

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における選任の要件を欠いたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

松伏町ごみ収集カレンダーの見直しについて

1. 現 状

- ①ペットボトル収集回数・・・月1回、7月から9月は月2回（年15回収集）
- ②カン・ビン指定袋を使用

2. 見直しの内容

- ①ペットボトル収集回数・・・月2回、ビンと同日収集（年25回収集）
- ②カン・ビン指定袋を廃止

3. 課 題

- ①ペットボトルとビンの混入
- ②透明袋の周知
（半透明袋の周知があいまいになる恐れがあるので、透明袋のみで運用）

4. 効 果

- ①可燃ごみの削減、リサイクル率向上
- ②町民負担減、財政負担減

5. 松伏町ごみ収集カレンダー作成スケジュール（案）

- 9月中旬 広告スペース確定・広告募集記事作成（広報11月号原稿）
- 10月中 原稿案作成
- 11月中 随契起工
- 11月中 広告募集・〆切（募集期間1か月）
- 12月中 入 稿
- 1月中 校 正
- 2月初旬 校 了
- 2月下旬 納 品
- 3月初旬 3月号広報紙と同時配布